

県外から高松市へ移住し、民間賃貸住宅に 居住する方への補助事業のご案内

～「高松市移住促進家賃等補助事業」について～

■ 事業の目的と概要

移住・定住を促進することによる地域の活性化を目的として、県外から「定住」の意思をもって、高松市へ移住し、民間賃貸住宅に居住する世帯を対象に、家賃（最大1年間）や引越し時に必要となる礼金等に係る経費を補助する事業です。

「定住」とは・・・

本事業における「定住」とは、香川県外で3年以上在住した後、転勤、就学その他一時的な居住を理由としてではなく、**永住、又は相当期間、生活の本拠地を置く意思をもって、高松市に転入**してくることをいいます。

■ 対象となる転入期間（令和元年度新規受付分）

平成30年7月1日（日）～令和元年6月30日（日）の間の転入
（香川県外からの転入に限ります。）

■ 事前申込み受付期間（令和元年度新規受付分）

令和元年6月3日（月）～令和元年7月31日（水）
※ 詳細は、2ページをご覧ください。

■ 補助予定件数（令和元年度新規受付分）

18件程度

- ※ 事前申込多数の場合は、抽選となります。
- ※ 事前申込受付後、書類審査や抽選を経て、補助金交付申請書類を提出いただくこととなります。

■ 補助内容

- (1) 住宅の家賃に要する経費： 最大で月額2万円（12か月間）
 - (2) 住宅の初期費用に要する経費： 最大で6万円
- ⇒ (1)(2)合計で、最大30万円の補助となります。
- ※ 詳細は、3ページをご覧ください。

1 補助の要件

★ 次の条件の**全てに該当する方が、補助対象**となります。

- ① **平成30年7月1日（日）から令和元年6月30日（日）までの間に高松市へ転入**してきた方
- ② ①の転入日以前の3年間について、香川県内で居住した実績のない方
- ③ 転勤や就学の目的でなく、**定住の意思をもって、高松市に転入**してきた方
- ④ 香川県や高松市に対して、税金等の滞納が無い方
- ⑤ 生活保護法における住宅扶助の支給、その他の公的家賃補助や市長が指定する補助金の交付を受けていない方

※ 本市の他の補助制度と重複する場合、本補助制度を利用することはできません。

- ⑥ 日本国民である方または日本国の永住権を有している方
- ⑦ 暴力団員でない方、暴力団や暴力団員と密接な関係を有していない方
- ⑧ 過去にこの補助金の交付を受けていない方（補助2年度目の方を除きます。）
- ⑨ **自治会に加入している方（7ページをご覧ください。）**

※ 自治会への加入が困難な方は、御相談ください。

★ 次の条件の**いずれかに該当する方は、補助対象外**となります。

- ① **単身世帯**の方
- ② 公営住宅や公的賃貸住宅、勤務先の官舎、社宅及び社員寮に入居している方
- ③ 3親等内の親族等が経営する賃貸住宅に入居している方
- ④ ①②③のほか、市長が補助をするのに適当でないとする方

2 補助の事前申込み

★ 申込期間（令和元年度新規受付分）

令和元年6月3日（月）～令和元年7月31日（水）

★ 必要書類

- **高松市移住促進家賃等補助金事前申込書（様式第1号）**

※ **申込書の様式は、政策課移住・定住促進室の窓口又は高松市ホームページで入手できます。**

（添付書類）

- （1） 補助対象物件に係る建物賃貸借契約書の写し
- （2） 補助対象物件に係る初期費用の額及び内容の分かる書類の写し

★ 申込先

• 市役所4階政策課移住・定住促進室まで、必要書類及び添付書類を、持参又は郵送してください。

※ **郵送の場合は、令和元年7月31日（水）までに必着。**

※ **申込み先・お問い合わせ先は、8ページをご覧ください。**

3 補助対象経費と補助額

★ 補助対象経費

- (1) 住宅の家賃に要する経費（共益費・管理費・駐車場料金を除く）
- (2) 住宅の建物賃貸借に係る初期費用に要する経費（礼金及び仲介手数料等）

★ 補助額

- (1) 住宅の家賃に要する経費（共益費・管理費・駐車場料金を除く）
 - ・補助対象経費の1/2の額と、2万円を比較して低い額（月額）
 - ※ 補助期間は、最大1年（12か月）間です。
- (2) 住宅の建物賃貸借にかかる初期費用に要する経費（礼金及び仲介手数料等）
 - ・補助対象経費の1/2の額と、6万円を比較して低い額
 - ※ (1)と(2)の両方の補助を受けることが可能です。

補助金交付のモデルケース

① 家賃補助

県外から市内の賃貸物件に転入した世帯に対して、家賃の一部（最大月額2万円）を補助（1年間）

補助モデルケース：家賃6万円の場合

家賃6万円

補助額：2万円（2万円 < 6万円×1/2）

自己負担額：4万円

（補助額の計算方法）

- ・家賃に係る経費（6万円）の1/2と、2万円を比較して低い方の金額。

【注意！】

世帯の中で、勤務先から住宅手当等を受けている方がいる場合、補助対象経費から差し引いて補助額を計算します。

② 初期費用補助

県外から市内の賃貸物件に転入した世帯に対して、礼金、手数料、保証料の一部（最大6万円）を補助

補助モデルケース：初期費用10万円の場合（礼金8万円、手数料2万円、保証料なし）

初期費用10万円（8万円+2万円）

補助額：5万円（6万円 > 10万円×1/2）

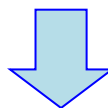
自己負担額：5万円

（補助額の計算方法）

- ・初期費用に係る経費（10万円）の1/2と、6万円を比較して低い方の金額。

【注意！】

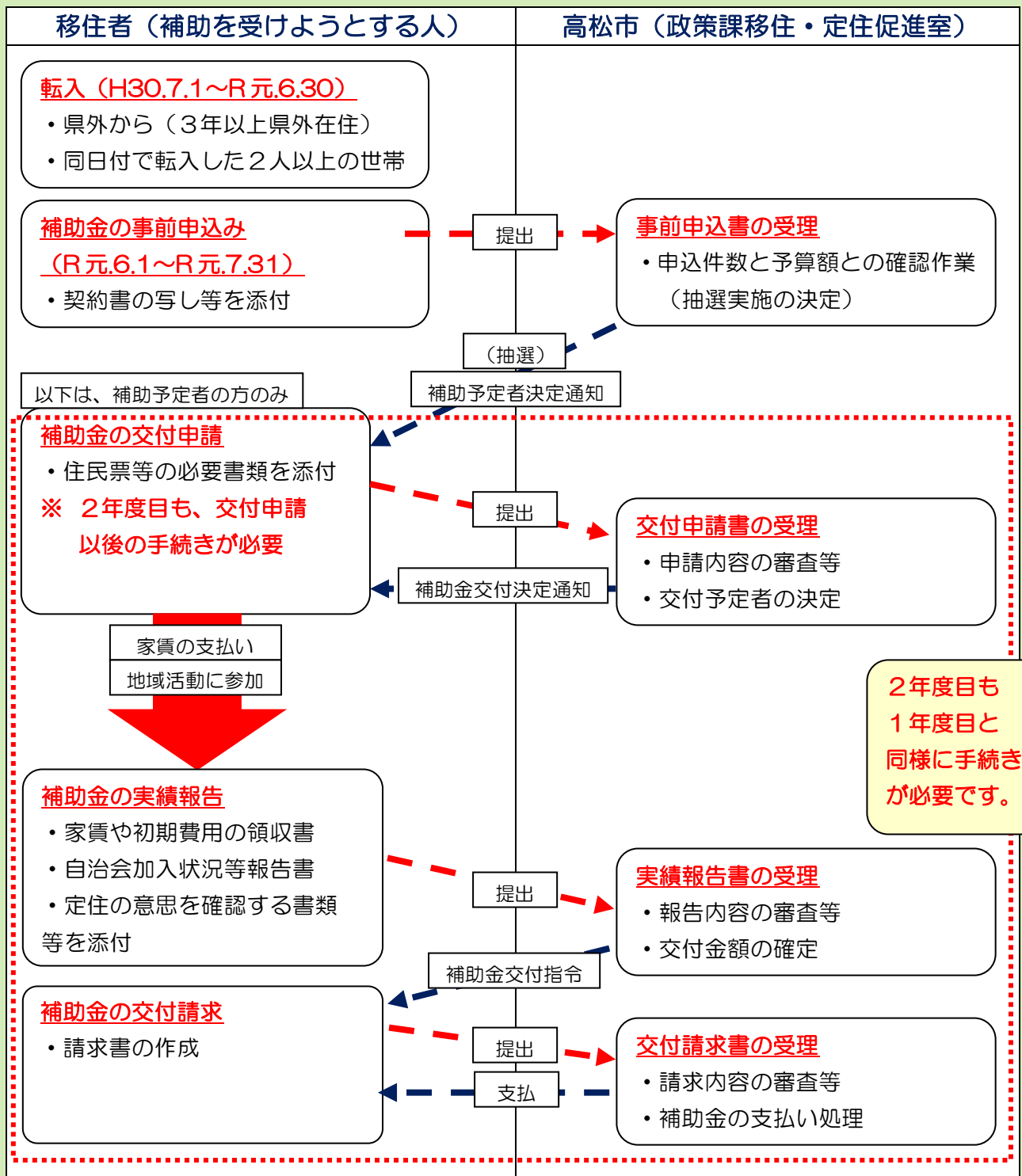
敷金や引っ越しに係る運送代金は、初期費用に該当しません。



③ 交付額の合計

① 家賃補助交付額	+	② 初期費用補助交付額	=	③ 交付額の合計
（2万円×12か月）	+	（5万円）	=	（29万円）

4 必要な手続きの流れ（令和元年度新規募集時）



2年度目も1年度目と同様に手続きが必要です。

- ※ 各種手続きの詳細については、別途、お知らせいたします。
- ※ 各種手続き時に必要な書類については、6ページをご覧ください。
- ※ 家賃の補助対象期間が翌年度にわたる場合は、2年度目も交付申請手続き以降の各種手続きを行っていただくことになります。
- ※ 補助対象経費の内容等で変更が生じた際は、別途、手続きが必要になります。
- ※ 補助金の支払いは、4月～5月中旬になりますので、ご了承ください。

5 補助金交付のスケジュール（対象となる経費と期間）

- ★ 平成30年7月～平成31年3月までに転入した世帯の家賃の補助対象期間は、
[平成31年4月～令和2年3月の12か月間] となります。
【実績報告の提出：令和2年3月】

《モデルケース①》

平成31年3月に、転入した世帯（平成31年（令和元年）度補助事業の対象）

年月	平成31年3月	平成31年4月～令和2年3月		令和2年4月～
移住者	転入 家賃 初期費用	補助対象外	補助対象外	定住 家賃
	家賃（補助対象）			
市		申込期間 (6～7月)	抽選 交付申請・ 交付決定 (10月)	実績報告 ・支払 (3月)

- ★ 平成31年4月～令和元年6月に転入した世帯の家賃の補助対象期間は、
[令和元年11月～令和2年10月の12か月間] となります。
【実績報告の提出（1年度目）：令和2年3月】
【実績報告の提出（2年度目）：令和3年3月】

《モデルケース②》

令和元年6月に、転入した世帯（令和元・2年度補助事業の対象）

年	令和元年			令和2年			令和3年	
月	6月	7月～10月	11月・ 12月	1月～3月	4月～10月	11月・ 12月	1月～3月	4月～
移住者	転入 家賃（補助対象外） 初期費用		令和元年度 【5か月間】 家賃		令和2年度 【7か月間】 家賃	定住 家賃（補助対象外）		
	家賃（補助対象）							
市	申込期間 (6～7月)	抽選	交付申請・ 交付決定 (10月)	実績報告 ・支払 (3月)	交付申請・ 交付決定 (4月)		実績報告 ・支払 (3月)	

6 手続きごとの必要書類

★ 手続きごとに、次の書類の添付が必要となります。

(1) 交付決定まで

① 事前申込

- 建物賃貸借契約書の写し（すべてのページの写しが必要です。）
- 初期費用の額及び内容が分かる書類の写し

② 交付申請

- 世帯員全員の続柄が記載された住民票の写し
- 申請者の戸籍の附票（日本国籍を有する場合）
⇒戸籍の附票は、本籍地のある市区町村に申請する必要があります。
- 建物賃貸借契約書の写し
- 初期費用の額及びその内容が分かる書類
- 誓約書
- 承諾書
- 世帯全員の高松市税の滞納が無いことの証明書
- 世帯全員の香川県税に滞納が無いことを証明する書類
- 世帯全員の住宅手当等支給証明書

※ この他、市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

(2) 交付決定後、支払いまで

③ 実績報告

- 家賃の支払いが確認できる書類の写し
- 初期費用の支払いが確認できる書類の写し
- 世帯員全員の続柄の記載された住民票の写し
- 世帯全員の高松市税の滞納が無いことの証明書
- 世帯全員の香川県税に滞納が無いことを証明する書類
- 世帯全員の住宅手当等支給証明書
- 自治会加入状況等報告書
- 定住する意思を確認するための、次のいずれかの書類
 - ア 自動車又は軽自動車の使用の本拠を高松市内に変更したことを証する書類の写し
 - イ 高松市内にある金融機関の本・支店に口座を開設したことを証する書類の写し
 - ウ 高松市内に転籍した後の戸籍抄本

※ この他、市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

④ 交付請求

- 請求書の他には、特に書類の添付は必要ありません。

★いずれも、標準的な例ですので、このほかに書類の提出を求める場合があります。

7 自治会加入等

★ 自治会に加入することが補助の要件のひとつとなっています。

- ・ 居住地の自治会は、お近くのコミュニティセンターに、お問い合わせください。

〈コミュニティセンター一覧〉

施設名	電話番号・住所	施設名	電話番号・住所
松島 コミュニティセンター	087-821-0435 松福町二丁目 15-24	多肥 コミュニティセンター	087-889-4956 多肥上町 433-5
花園 コミュニティセンター	087-835-5398 観光通二丁目 8-9	一宮 コミュニティセンター	087-886-4793 一宮町 838-1
築地 コミュニティセンター	087-862-1166 築地町 14-1	川岡 コミュニティセンター	087-886-4963 川部町 486-1
新塩屋町 コミュニティセンター	087-822-1066 城東町一丁目 1-47	円座 コミュニティセンター	087-886-4993 円座町 1622-1
四番丁 コミュニティセンター	087-851-8479 番町二丁目 3-5	檀紙 コミュニティセンター	087-886-4955 御厩町 775-1
二番丁 コミュニティセンター	087-822-3556 扇町二丁目 8-7	弦打 コミュニティセンター	087-882-0285 鶴市町 356-3
日新 コミュニティセンター	087-834-9911 瀬戸内町 22-9	鬼無 コミュニティセンター	087-882-0875 鬼無町佐藤 31-3
亀阜 コミュニティセンター	087-834-0797 宮脇町一丁目 6-18	香西 コミュニティセンター	087-882-0294 香西本町 476-1
栗林 コミュニティセンター	087-835-5399 栗林町三丁目 2-12	下笠居 コミュニティセンター	087-882-0856 生島町 353-1
鶴尾 コミュニティセンター	087-866-3176 田村町 303-1	女木 コミュニティセンター	087-873-0101 女木町 203-1
太田 コミュニティセンター	087-867-1139 伏石町 2071-16	男木 コミュニティセンター	087-873-0002 男木町 134
太田中央 コミュニティセンター	087-867-3396 松縄町 1108-1	川島 コミュニティセンター	087-848-0054 川島本町 191-2
太田南 コミュニティセンター	087-865-9947 太田上町 1045-2	十河 コミュニティセンター	087-848-0166 十川西町 579-1
木太コミュニティセン ター	087-834-5547 木太町 3480-2	東植田 コミュニティセンター	087-849-0104 東植田町 1825-1
木太南 コミュニティセンター	087-865-4273 木太町 1486	西植田 コミュニティセンター	087-849-0101 西植田町 2247-1
木太北部 コミュニティセンター	087-831-9000 木太町 2603	川東 コミュニティセンター	087-879-4215 香川町川東上 1865-13
屋島 コミュニティセンター	087-841-6927 屋島中町 449-1	東谷 コミュニティセンター	087-879-7997 香川町東谷 873-3
屋島西 コミュニティセンター	087-843-2961 屋島西町 2483-2	塩江 コミュニティセンター	087-897-0137 塩江町安原下第 2 号 1645
屋島東 コミュニティセンター	087-841-9931 屋島東町 928	庵治 コミュニティセンター	087-871-4162 庵治町 888-1
古高松 コミュニティセンター	087-841-6262 高松町 10-20	浅野 コミュニティセンター	087-888-2537 香川町浅野 826-2

施設名	電話番号・住所	施設名	電話番号・住所
古高松南 コミュニティセンター	087-841-2186 春日町 782-2	牟礼 コミュニティセンター	087-845-4111 牟礼町牟礼 302-1
前田 コミュニティセンター	087-847-6168 前田東町 838	大町 コミュニティセンター	087-870-1306 牟礼町大町 1463-2
川添 コミュニティセンター	087-847-5979 元山町 136-4	大野 コミュニティセンター	087-886-1960 香川町大野 1329-1
林 コミュニティセンター	087-866-3405 林町 329-1	香南 コミュニティセンター	087-879-8993 香南町由佐 1172
三谷 コミュニティセンター	087-889-4938 三谷町 1201-1	国分寺北部 コミュニティセンター	087-874-5805 国分寺町新居 1840-6
仏生山 コミュニティセンター	087-889-4955 仏生山町乙 45-4	国分寺南部 コミュニティセンター	087-874-1116 国分寺町福家甲 3106-3

★ 住所地に自治会が存在しない等、自治会への加入が困難な場合は、申込みの際に、必ず、御相談ください。

8 よくある問い合わせ内容

Q1 アパートの賃貸契約を締結するために、一度、高松市内で住んでいる親族の世帯への住民登録の届出をした場合には、補助対象となりますか？

A1 補助対象外です。

この場合、高松市内の親族の世帯から、転居したこととなりますので、補助対象外となります。

Q2 補助金の交付決定後の補助対象期間中に、高松市内で一戸建て住宅を購入し、引越しをした場合には、補助金の交付決定が取消されるのでしょうか？

A2 転居日の属する月以降の家賃補助は受けられません。

補助内容に変更があった場合には、「高松市移住促進家賃等補助金交付変更申請書」の提出をお願いいたします。

9 その他

★ 申込みに際しては、必ず、事前に政策課移住・定住促進室に御相談ください。

★ 補助の要件を満たさなくなったときや、偽りその他の不正行為があった場合は、補助金の交付対象でなくなります（補助金の返還を求められる場合もあります。）。

★ この補助金は、所得税、市・県民税の課税対象となることがあります。

＜各種書類の提出先・お問い合わせ先＞
〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市役所 政策課 移住・定住促進室
(電話：087-839-2143) (FAX：087-839-2125)

★この補助金に関することは、市のホームページでもご覧になれます。

URL : http://www.city.takamatsu.kagawa.jp//kurashi/shinotorikumi/iju/iju_koryu/seido/iju_hojo.html